

道路に面するブロック塀の撤去等を助成します (上限 15 万円)

<令和8年度天童市危険ブロック塀等撤去支援事業>

事業概要

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊防止を図るため、ブロック塀等の所有者等が当該ブロック塀等の全部又は一部を撤去する方に対し、補助金を交付します。

対象工事	工事内容
A 撤去	ブロック塀等を基礎まで含めて解体し撤去(当該ブロック塀等が擁壁上に組積してある場合は、擁壁を除くブロック塀等の撤去)する
B 一部撤去	ブロック塀等の一部を解体し、高さを前面の道路面(当該ブロック塀等が擁壁上に組積してある場合は、擁壁上からの高さ)から50センチメートル以下にする工事

※ブロック塀等とは…コンクリートブロック塀、石造、れんが造その他の組積造の塀による塀及び門柱をいう。

補助金の額

以下のいずれか少ない額 ・補助対象経費に1/2を乗じた額 ・道路からの見付け面積1㎡あたり8,000円を乗じた額	上限15万円
--	--------

補助金の対象となるブロック塀等(以下の全てに該当すること)

- 道路に面し、道路面からの高さが1メートル(基礎及び擁壁を含む。)を超えるもの
ただし、擁壁上に組積してあるブロック塀等はブロック塀等の部分が60cmを超えるものが対象
- 道路に面する全てのブロック塀等を、撤去(基礎まで全て撤去、又は、高さを50cm以下に撤去)するもの
- ブロック塀等の撤去後に再設置の必要がある場合は、生垣、フェンス、板塀等で施工することに努めるもの

補助対象事業の要件(以下の全てに該当すること)

- 未着工であること
- 実績報告書は、工事完了後1か月以内または令和9年1月29日のいずれか早い日まで提出すること
- 市区町村税の滞納のない方
- 県内に会社の本店又は支店を有する建設業者との請負契約であること
- ブロック塀等の所有者又はブロック塀等が組積された土地の所有者

【その他の要件等】

- ◆申請は1敷地につき1回に限ります。
- ◆門柱は、頂部を除く表面積の2分の1を見付面積とします。

提出書類と手続きの流れ

【提出書類】 書類は、1部(原本)をご提出してください。

申請時に提出するもの	
<input type="checkbox"/> 交付申請書(規則様式第1号)	様式は、都市計画課窓口、市ホームページで入手できます。
<input type="checkbox"/> 点検表(様式第1号)	※補助対象工事図面について、任意の様式でも構いません(必要図面の種類は全て揃えてください)。
<input type="checkbox"/> 工事計画書(様式第2号)	
<input type="checkbox"/> ブロック塀等の図面	平面図・立面図・門柱図(基礎及びブロック塀等の寸法がわかる図面)
<input type="checkbox"/> 現況(工事前)の写真	住宅の全体及び 工事箇所(高さ、延長) の分かるもの ※メジャー等で寸法がわかるように撮影をしてください。
<input type="checkbox"/> 見積書の写し	対象工事に要する経費(工事内容)を確認できるもの ※対象外の工事を含む場合は対象部分を区別してください。
<input type="checkbox"/> 納税証明書	申請者本人のもので完納している直近年度のもの 納期末到来額の記載があるものは完納扱いになりません。
<input type="checkbox"/> 委任状	手続きを委任する場合必要です。
<input type="checkbox"/> 解体工事業登録等の写し	土木・建築工事業若しくはとび・土工工事業の許可 又は 解体工事業登録の写し添付
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	補助要件の確認のためにお願いする場合があります。



市⇒令和8年度天童市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付決定通知書
(上記の申請受付後、市で作成し、申請者にお送りする書類です)

完了時に提出するもの(工事が完了している場合は申請時に同時に提出していただけます。)	
<input type="checkbox"/> 実績報告書(規則様式第3号)	様式は、都市計画課窓口、市ホームページで入手できます。
<input type="checkbox"/> 工事中の施工写真	工事施工中の写真(カラープリント)
<input type="checkbox"/> 工事の完成写真	工事施工後の写真(カラープリント) ※施工前に撮影した写真と比較できるように撮影してください。
<input type="checkbox"/> 契約書の写し	工事契約を証明するもの
<input type="checkbox"/> 請求書又は領収書の写し	工事費の支払いを証明するもの
<input type="checkbox"/> 補助金請求書(規則第4号)	様式は、都市計画課窓口、市ホームページで入手できます。 <u>請求日は提出の際ご記入いただきますので空欄でお願いします。</u>
<input type="checkbox"/> 通帳の写し	補助金の振込先について、金融機関名、支店等、預金種別、口座番号、口座名義人が記載してある部分の通帳の写し

その他留意事項

【交付決定後の工事内容の変更】

- ・工事費に増減額が生じる場合や、工事内容が変更になる場合には、変更申請を提出してください。
- ・変更申請の際には、変更工事箇所の着工前の写真及び変更した見積書・図面などが必要になります。
- ・申請書等に押印は不要ですが、押印をする場合は、すべての書類に同一の印鑑を使用してください。また、申請書等を訂正する場合は、訂正印が必要です。

申込み・問合せ

- ・問 合 せ 都市計画課建築住宅係(市役所4階) 電話023-654-1111(内線428)